

リハビリセンター グリーン TAOKA

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

契約書

771-0129

徳島市川内町北原31番地3

TEL (088) 678-5555



# 介護老人保健施設

## 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

### 利用契約書

#### (契約の目的)

第1条 社会医療法人養生園 介護老人保健施設 リハビリセンター グリーン TAOKA (以下「当事業所」という) は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、  
\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という) に対し可能なサービスが適切に利用できるよう、介護支援専門員により短期入所 (予防) 療養介護サービス計画 (以下「ケアプラン」という) の作成をもとに、当該計画に基づいて適切な短期入所 (予防) 療養介護のサービス計画の提供が確保されるよう、居宅介護支援事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

#### (契約の期間)

第2条 契約期間は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。

上記の契約期間満了日の1ヶ月前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合、本契約は同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

#### (サービス計画書)

第3条 当事業所は、介護支援専門員に利用者のためのサービス計画書を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員が、利用者のためのサービス計画を作成する際には、利用者、利用者の家族等の関係者から事情をよく聞いて、利用者の有する能力や置かれている環境に基づいて、利用者が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。

3 利用者のためのサービス計画を作成・変更する際には、担当介護支援専門員は契約または変更案の段階で、利用者の家族等立ち合いの上、同計画案を利用者に対して説明し、同意を得ることとします。

#### (介護サービスの内容)

第4条 当事業所は、利用者に対し、第3条により作成された利用者のためのサービス計画に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービス (介護保険給付対象のサービスと介護保険給付対象外のサービスの両者を含む。) を提供します。

2 第3条に規定する利用者のためのサービス計画が作成されるまでの間は、当事業所は利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

3 当事業所は利用者に提供するサービスの内容を利用者及び必要に応じて利用者の家族に対しても分かりやすく説明します。

4 当事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービス

を提供するように努めます。

#### (利用料)

第5条 利用者は、当事業所から介護保険給付対象の介護サービスの提供を受けたときは、当事業所に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、介護報酬の利用者の負担分を支払います。

- 2 当事業所は介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 3 当事業所は、当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料）の金額を翌月15日までに利用者及び利用者の家族に通知し、利用者は当月の利用料を翌月末日までに「現金」もしくは「銀行振込」の方法により支払います。
- 4 当事業所は、前項の利用料の通知にあたっては、介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料ごとに、その明細を付して、分かりやすく通知するものとします。

#### (利用料の変更)

第6条 当事業所は、介護保険法その他の関係法令の変更、利用者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、別紙サービス説明書の規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。

- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、利用者がその変更に同意することを必要とするものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、当事業所は利用者、利用者の家族等の関係者に対して変更の理由・根拠を十分に説明します。
- 4 利用者は第1項に定める変更同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

#### (身体拘束その他の行動制限)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、利用者又は利用者の家族の了解を得て、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

#### (サービス提供の記録等)

第8条 当事業所は、一定期間ごとにケアプランに記載したサービスの目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して、利用者に説明の上、提供します。

当事業所は、サービス提供の記録を作成完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに対して閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

### (利用者の解約権)

第9条 利用者は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間を持って、この契約を解約することができます。

### (利用者の解除権)

第10条 当事業が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または当事業所及び当事業所の職員が利用者に対し、不法行為を行った場合には、利用者は事業所に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合には、解除の意思表示が当事業所に到達した時点で契約は終了します。

### (事業所の解除権)

第11条 当事業所は、利用者及び利用者の家族に対し、次に掲げる場合は、本契約に基づく短期入所利用を解除することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定とされた場合
- ②利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所（予防）療養介護サービスの提供を越えると判断された場合
- ④利用者及び利用者の家族が本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

### (契約の終了)

第12条 1. 次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了するものとします。

- ①第2条の、利用者と施設の間に事前の更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- ②第10条の、利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- ③第11条の条件が満たされ、施設から契約解除の意思表示がなされたとき
- ④次の理由で、利用者サービス提供が出来なくなったとき
  - 一、利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院した
  - 二、利用者について要支援認定又は要介護認定が受けられなかった
  - 三、利用者が死亡した

2. 当事業所は、契約終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の施設及び事業所等への関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡調整等を行うものとします。

### (秘密保持)

第13条 当事業所は、短期入所（予防）療養介護サービス提供する上で知り得た利用者及びそ

の家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

あらかじめ重要事項を説明する際に利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供をすることが出来ます。

#### **(緊急時の対応)**

第 14 条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所（予防）療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び利用者の家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。また、居宅介護支援事業所にも連絡を行います。

#### **(事故発生時の対応)**

第 15 条 当事業所において、利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、居宅介護支援事業所にも連絡を行います。

#### **(損害賠償)**

第 16 条 短期入所（予防）療養介護の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損合を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

#### **(苦情対応)**

第 17 条 利用者は、事業所が作成したケアプランに基づいて提供された短期入所療養介護（予防）サービスに対して苦情がある場合には、当事業所、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

2 当事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て、又は相談があった場合には、迅速且つ誠実に必要な対応を行います。

3 当事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

#### **(契約外事項)**

第 18 条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業所との協議により定めます。

この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものであり、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要となります。

[契約書署名欄]

本契約を証するため、利用者及び当事業所は署名又は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、利用者と事業所が各1通保有するものとします。

令和 年 月 日

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

《利用者》

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者 \_\_\_\_\_ (続柄)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

当事業所は利用者の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

《事業者》

所在地 徳島県徳島市城東町2丁目7番地9 \_\_\_\_\_

名 称 社会医療法人 養生園 \_\_\_\_\_

理事長 田岡 雅世 \_\_\_\_\_ 印



# 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

## 重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 リハビリセンターグリーン TAOKA
- ・開設年月日 平成3年9月3日（令和6年7月1日移転）
- ・所在地 徳島市川内町北原31番地3
- ・電話番号 088-678-5555
- ・FAX番号 088-678-5865
- ・管理者 中川 清美
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3650180205号）

#### (2) 短期入所・介護予防短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護（予防含）は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話など、介護支援専門員が立案した計画を基に一定期間介護保健施設に入所し、理学療法士、作業療法士及び介護職員の支援のもとで利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、より快適に安心して家庭での生活をしていただきます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設リハビリセンターグリーン TAOKA の運営方針]

リハビリセンターグリーン TAOKA では、入所者の皆さんが、安心して生活が出来、入所者の自立の支援と、家庭復帰を目指しております。また、明るく家庭的な雰囲気重視し、家族や地域との連携を密にした運営をいたしております。

#### (3) 施設の職員体制 ※必ず配置が必要な人員数を表記しております

	常勤	夜間	業務内容
・医師	1名以上		診療医学管理・指導管理
・管理者	1名以上		運営管理
・看護職員	10名以上	(1名)	看護業務
・薬剤師	1名以上		薬剤管理
・介護職員	22名以上	(3名)	介護業務
・支援相談員	1名以上		相談業務
・理学療法士	1名以上		リハビリ業務・指導管理
・作業療法士	1名以上		リハビリ業務・指導管理
・言語聴覚士	1名以上		リハビリ業務・指導管理
・介護支援専門員	1名以上		サービス計画書作成指導管理
・管理栄養士	1名以上		栄養マネジメント計画及び栄養指導
・事務職員	1名以上		事務業務
・その他職員	1名以上		清掃・洗濯・営繕業務

(4) 職員の勤務体制

看護	早出	7:30 ~ 16:15	通所 リハ ビリ	早出	8:00 ~ 16:45
	日勤	8:30 ~ 17:15		日勤①	8:30 ~ 17:15
	遅出	9:30 ~ 18:15	管理 栄養士	日勤②	9:00 ~ 17:45
	夜勤	16:15 ~ 9:30		日勤①	8:30 ~ 17:15
介護	早出	7:00 ~ 15:45	支援 相談	日勤②	8:45 ~ 17:30
	日勤①	8:30 ~ 17:15		早出	8:00 ~ 16:45
	日勤②	9:00 ~ 17:45	日勤①	8:30 ~ 17:15	
	遅出①	10:00 ~ 18:45	日勤②	9:00 ~ 17:45	
	遅出②	11:00 ~ 19:45	事務等	早出	7:45 ~ 16:30
	夜勤	16:30 ~ 9:45		日勤①	8:30 ~ 17:15
リハ ビリ	日勤①	8:30 ~ 17:15		日勤②	9:00 ~ 17:45
	日勤②	9:00 ~ 17:45	遅出	9:15 ~ 18:00	
	遅出	9:30 ~ 18:15			

(5) 入所定員等

- ・定員 95名
- ・療養室 個室 7室、2人室 10室、4人室 17室

(6) 通所定員 30名

(7) 短期入所定員 10名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所（予防）療養介護計画の立案
- ③ 通所（予防）リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事提供（食事は食堂でお召し上がり頂けますが、体調不良時等は自室でお召し上がりいただくことも可能です。）
  - 朝食 8時00分～
  - 昼食 12時00分～
  - 夕食 17時30分～
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない

場合に適用)

⑫ 行政手続代行

⑬ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、徳島市、北島町、松茂町にお住いの方を対象とさせていただきます。

### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### ・協力医療機関

- ・名称 医療法人 倚山会 田岡病院
- ・住所 徳島市万代町4丁目2番地2

#### ・協力歯科医療機関

- ・名称 山口歯科クリニック 喜多デンタルクリニック
- ・住所 徳島市津田本町4丁目2-5 徳島市沖浜3丁目64番地

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には「本重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先にご連絡致します。

### 5. 施設利用に当たっての留意事項

#### ・面会時間について

9時30分から16時30分までです。

(但し、感染症対策により面会方法及び時間を変更させていただく場合がございます。この場合は別紙文面にてご案内いたします。)

#### ・外出について

外出の際には必ず行き先と予定日時を事前に「外出届」をご提出下さい。

(感染症対策により当施設の医師の判断により外出を制限させていただく場合がございます。)

#### ・金銭、貴重品の管理について

現金等は原則居室に持ち込むことはできません。ただし、やむを得ない場合はお小遣い程度の現金を事務所に管理することは可能です。

### 6. 非常災害対策

- ・防災設備 … スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台
- ・防火訓練 … 年2回

## 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「火気の取り扱い、喫煙、飲酒、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み」は禁止とさせていただきます。

## 8. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「本重要事項説明書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

## 9. 苦情相談窓口

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

苦情相談窓口担当	看護部 師長 日野 沙織
	電話:(088)678-5555
各機関	<input type="checkbox"/> 徳島市 高齢介護課
	電話:(088)621-5586
	<input type="checkbox"/> 課
	電話:( ) -
	国民健康保険団体連合会
	電話:(088)666-0117

## 10. その他

当事業所についての詳細は、ご利用時にお渡しいたしますパンフレットにも記載してありますので、ご参照下さい。

<別紙 1 >

## 短期入所・介護予防短期入所療養介護について

### 1. 入所受け入れ基準及び介護保険証の確認

- ◇介護保険証 各市町村より要支援・要介護認定を受けている方
- ◇高度の医療を必要とせず、在宅生活のより充実な営みを有する為、短期的及び定期的なリハビリを有する方

### 2. 短期入所・介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所（予防）療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所（予防）療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3. 利用料金

#### 【介護保険給付適応分】

#### ◎短期入所療養介護費（介護サービス費）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分で、介護保険の給付割合（1～3割負担）によっても料金が異なります。）

	「多床室」	「従来型個室」
・要支援1	672 単位	632 単位
・要支援2	834 単位	778 単位
・要介護1	902 単位	819 単位
・要介護2	979 単位	893 単位
・要介護3	1,044 単位	958 単位
・要介護4	1,102 単位	1,017 単位
・要介護5	1,161 単位	1,074 単位

≪加算≫ ◎…必須 △…対象者のみ

#### ◎夜勤体制配置加算 … 24 単位/日

【夜勤帯に加算要件を満たす人員を配置した場合に加算されます】

#### ◎サービス提供強化加算Ⅱ … 18 単位/日

【介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます】

◎在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） … 51単位/日

【地域に貢献する活動を行っており、『在宅復帰・在宅療養支援当指標※』が一定の数値以上（“Ⅰ”は合計が40点以上、“Ⅱ”は合計が70点以上）である場合に加算されます。】

※『在宅復帰・在宅療養支援等指標』（以下の10項目の合計、最高90点）	
(1) 在宅復帰率	50%超で20点、30%超で10点
(2) ベッド回転率	10%以上で20点、5%以上で10点
(3) 入所前後訪問指導割合	35%以上で10点、15%以上で5点
(4) 退所前後訪問指導割合	35%以上で10点、15%以上で5点
(5) 居宅サービスの実施数	3サービスで5点、2サービス（訪リハ含む）で3点、 2サービスで2点
(6) リハ職専門の配置割合	5以上（PT, OT, STの全てを含む）で5点、5以上 で3点、3以上で2点
(7) 支援相談員の配置割合	3以上（社会福祉士配置）で5点、3以上（社会 福祉士配置なし）で3点、2以上で1点
(8) 要介護4又は5の割合	50%以上で5点、35%以上で3点
(9) 喀痰吸引の実施割合	10%以上で5点、5%以上で3点
(10) 経管栄養の実施割合	10%以上で5点、5%以上で3点

△送迎加算（片道）… 184単位/回

【利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行った場合に加算されます】

△療養食加算 … 8単位/回

【厚生労働大臣が定める療養食を提供したときに、1日につき3回を限度として加算されます】

△個別リハビリテーション実施加算 … 240単位/回

【医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づいて20分以上のリハビリを提供した場合に加算されます】

△緊急短期入所受入加算 … 90単位/日〔7日（やむを得ない場合は14日）を限度〕

【介護を行っている家族等の急な疾病や、その他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合で、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して担当介護支援専門員がその必要性を認め緊急に短期入所を利用した場合に加算されます】

△若年性認知症利用者受入加算 … 120単位/日

【若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当者を定め、担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算されます】

△重度療養管理加算 … 120単位/日

【要介護4または5の利用者に対して計画的な医学的管理を継続的に行った場合に加算されます】

△総合医学管理加算 … 275 単位/日〔10日を限度〕

【治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、短期入所サービスをおこなった場合に加算されます】

△口腔連携強化加算 … 50 単位/回（1か月に1回を限度）

【口腔の健康状態の評価を行い、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価結果を情報提供した場合に加算されます】

×生産性向上推進体制加算（Ⅰ） … 100 単位/月

【下記のⅡの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取り組みによる成果を確認している、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の適切な役割分担の取り組み等を行った場合に加算されます】

◎生産性向上推進体制加算（Ⅱ） … 10 単位/月

【利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減等を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に加算されます】

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ） … 上記の算定した単位数に 7.5% を乗じた単位数

【介護職員の処遇改善の拡大のため、更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所で、所定の要件を満たす事業所に対して加算されます】

※地域区分単価（1 単位当たりの単価）が、「7 級地：10.14 円」となります。

「サービス費」「加算」の合計金額に 1.014 を乗じた金額をご請求いたします。

**【介護保険給付適応外】**

△食費 … 朝食「395 円」、昼食「600 円」、夕食「450 円」

（1 日あたり… 1, 445 円）

※保険者（市町村）へ申請すれば世帯所得の状況により、上限額が

1, 300 円、1, 000 円、600 円、300 円となる場合があります。

◎ 居住費（1 日あたり）… 多床室 「437 円」、 従来型個室 「1, 728 円」

※保険者（市町村）へ申請すれば世帯所得の状況により、従来型個室の上限額が

1, 370 円・550 円、多床室が 430 円、0 円となる場合があります。

△ 栄養補助食品… 明治メイバランスミニ … 83 円/個

明治メイバランスブリックゼリー … 47 円/個

※嚥下困難や食欲低下等により食事があまり摂れない方や低栄養の方に対して、医師の指示に基づいて栄養補助食品を提供する場合の費用については、施設が負担いたします。

△ 特別な室料（1 日あたり）個室：3, 000 円、 2 人部屋：1, 500 円

△ テレビレンタル料（1 日あたり）… 100 円（電気代込みで 150 円）

△ 電化製品使用料（1日あたり）…50円 ※携帯電話や電気カミソリの充電は除く

△ 理美容代 …実費（カット：1,800円、毛染め：5,000円）

△ 洗濯代（100gあたり）…40円 （ご希望の際は利用時にお申し出ください）

△ 特別食代（行事食）…行事等で特別な食事を提供した場合、別途料金を頂きます。

《お支払い方法》

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、「現金支払い」・「銀行振込」があります。  
（引落は行っておりません）  
利用申し込み時にお選び下さい。



